

# 論文審査の結果の要旨

申請者氏名 橋 口 卓 也

今日の日本農業・農政をめぐる主要で焦眉の問題領域の一つは中山間地域農業の行方である。なぜなら、中山間地域は日本農業における農地面積・農業労働力・農業生産のほぼ4割を占める重要地域でありながら、一方では深刻な担い手不足を背景として耕作放棄を通じた激しい農地潰廃にさらされているからであり、他方では主要産業たる農業の後退が地域の人口扶養力の著しい低下を通じて地域社会の解体をもたらし、国土保全機能をはじめとする農業の多面的機能の発揮を困難たらしめているからである。

しかし、こうした問題の重要性にもかかわらず、これまでの中山間地域研究には農業生産条件の不利性についての認識が明確ではなかったために無用の混乱がもちこまれてきた。たとえば、異なる生産条件の下にある地域を「中山間地域」として同等に論じたりする傾向がそれである（第1章）。

本論文はこの中山間地域を条件不利地域ととらえ、農業生産条件の不利性を圃場の傾斜条件と厳密に規定することを通じて、条件不利地域の統計的確定に初めて成功した。そして、水田の粗放的潰廃の動向をマクロレベルでの統計分析とミクロレベルでの実態調査分析の統合によって詳細に検討し、独自の視点を出したものであり、中山間地域農業研究に新たな一里塚を築く画期的な研究ということができる。

論文のハイライトをなす第2章では、著者によって初めて、農林水産省「第2・3次土地利用基盤整備基本調査」（1983／93年）、「傾斜地帯水田適正利用対策調査」（1994年）に基づいて、水田の傾斜を8つに分級し、全国の旧村1万600について、傾斜別水田面積を確定する膨大なデータベース作成の成果が提示された。これまで中山間地域の特定については特定農山村法等の条件不利地域8法の指定地域か、農林統計上の「中山間地域」の区分（1990年）が援用されてきた。しかし、著者によれば、前者では唯一農地の傾斜条件を地域指定要件としている特定農山村法指定農山村でも、実際に傾斜条件の充足によって地域指定を受けているのは44%に止まり、必ずしも農地条件の不利性が存在していない地域が含まれていることが明らかにされた。また、後者では新市区町村区分の採用により静岡や仙台のように広域合併した都道府県庁所在地に明確な山村（旧村）が含まれているにもかかわらず、全域が都市的地域と指定されているといった問題点が各方面から指摘され、1995年から旧村区分が導入された。それにもかかわらず、著者のデータベースに基づく検討によれば、傾斜1/20以上の急傾斜地を2割未満しかもたない「山村」が存在する一方、急傾斜地が8割以上の「平地地域」旧村が57も存在するという。したがって、今後水田の傾斜条件の不利性を正確に反映した地域区分を行うにあたっては何人も著者のデータベースを参照することが不可欠となったのである。

かかる検討を下敷きにして、第3章では水田の減少率と傾斜分級の高い相関関係が全国と農業ブロック

別に確認された。また、水田の傾斜条件の同等地域を抽出して行った地域間の水田減少率格差の検討から、地域間格差が大きいのは傾斜の緩やかな平坦地帯であるという、これまでの常識を覆す見解がえられた。さらに、中山間地域水田における上層農の形成と水田潰廃にとって傾斜条件は決定的要因ではないという見解は属地データと属人データ（農業センサス）のギャップを見落としていた難点を有することが指摘され、上層農は土地条件の良い中山間地域の水田で規模拡大し、条件の悪い水田が潰廃されている実態を統計上で確認した。この事実を大分県院内町余谷地区における詳細な実態調査で検討した第4章では、急傾斜水田地帯ではあるが上層農形成がみられる集落の大規模農家が集落外への出作によって規模拡大し、集落内農地を生産調整に回すことによって潰廃へ接近させている実態が克明に示されている。

以上のように、本論文はこれまでの中山間地域農業研究に全く新たな一石を投じたものであり、理論上、応用上貢献するところが少なくない。よって、審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。